

特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第7249601号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

金属錯体系エレクトロクロミックデバイス

特許権者
(PATENTEE)

茨城県つくば市千現一丁目2番地1

国立研究開発法人物質・材料研究機構

台湾台北市大安区羅斯福路4段1号
国籍・地域 台湾
国立台湾大学

発明者
(INVENTOR)

樋口 昌芳
ル シンチエ

その他別紙記載

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2020-547426

出願日
(FILING DATE)

平成31年 3月15日(March 15, 2019)

登録日
(REGISTRATION DATE)

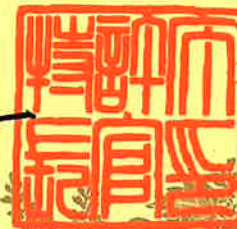
令和 5年 3月23日(March 23, 2023)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 5年 3月23日(March 23, 2023)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

濱野 幸一



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

(続葉 1)

特許第7249601号 (PATENT NUMBER)

特願2020-547426 (APPLICATION NUMBER)

発明者
(INVENTOR)

何 國川

[以下余白]

特許証送付先

住所

〒140-0002

東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王

洲セントラルタワー

氏名

弁理士法人浅村特許事務所

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第7249601号

登録日 令和5年3月23日

出願番号 特願2020-547426

出願日 平成31年3月15日

請求項の数 3

納付年分 第3年分まで

受領金額 7,800円

受領日 令和5年3月10日

特許料軽減申請により、特許料を軽減しました。

重要

特許料の納付について

特許料納付期限日

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。

なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。※**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください。）
・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日（起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れたために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』
https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

| 納付年分 | 納付期限日 |
|-------|--------------------|
| 第4年分 | 令和8年(2026年) 3月23日 |
| 第5年分 | 令和9年(2027年) 3月23日 |
| 第6年分 | 令和10年(2028年) 3月23日 |
| 第7年分 | 令和11年(2029年) 3月23日 |
| 第8年分 | 令和12年(2030年) 3月23日 |
| 第9年分 | 令和13年(2031年) 3月23日 |
| 第10年分 | 令和14年(2032年) 3月23日 |
| 第11年分 | 令和15年(2033年) 3月23日 |
| 第12年分 | 令和16年(2034年) 3月23日 |
| 第13年分 | 令和17年(2035年) 3月23日 |
| 第14年分 | 令和18年(2036年) 3月23日 |
| 第15年分 | 令和19年(2037年) 3月23日 |
| 第16年分 | 令和20年(2038年) 3月23日 |

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室 (代表)
電話 03(3581)1101
特許担当 内線 2708